

令和6年度版

スポーツ少年団健全育成資料集

スポーツ少年団の手引き



山口県スポーツ少年団

スポーツで子どもたちの未来をつくろう

資料内容

- スポーツ少年団指導者・関係者の皆様へ
- 私はこう考える
- 基本的遵守事項
- 令和6年度山口県スポーツ少年団重点目標
- 単位団活動6のQ (Question)
- 指導者のためのスポーツ活動中の安全管理
- リーダー育成プラン
- ガバナンスコードで、公益性のあるスポーツ少年団活動を
- よりよいスポーツ少年団の指導者として
- 「いじめ」を許さない！～スポーツ少年団指導者の皆様へ～
- エフエム山口 スポ少応援キャンペーン！

この資料は、スポーツ少年団指導者・関係者として知っておくべき情報をまとめています。
子どもたちがスポーツに出会うことで、その後のライフに大きな影響があります。
私たち指導者は、子どもたちの未来に大きな責任を負っています。
私たち指導者は、機会を捉えて学び続ける努力をすることが大切です。
保護者の方へも知っていただくために、この手引きについて右のQRコードで閲覧できます。

(公財)山口県スポーツ協会

山口県スポーツ少年団



スポーツ少年団指導者・関係者の皆様へ

平素から、スポーツ少年団の健全育成にご尽力いただき誠にありがとうございます。本県のスポーツ少年団活動は、次代を担う青少年の健全育成を願う熱心な指導者や地域の方々のおかげをもちまして、これまで着実に成果を収めてまいりました。

さて、中学校部活動が地域クラブへと移行する動きを迎え、スポーツ少年団指導者への大きな期待が寄せられるようになりました。小学生だけを対象とするのではなく、中高生が活動できる場を提供されてこられた単位団には、モデルとしての大きな役割を担っていただきたいし、外部指導者として、ジュニア期の変化の大きい期間の指導に携わって来られた多くのスポーツ少年団指導者の皆様には、後継者づくりにもご尽力をお願いしたいとの思いでいっぱいです。

こうした中、昨年度をもちまして、旧認定員の資格移行が終わり、全てのスポーツ少年団指導者が日本スポーツ協会の公認スポーツ指導者となりました。この指導者資格制度により、資格を持つ指導者が指導すること、そして、資格の更新をしていくことの2点が、指導者に課せられることとなりました。このことは、ジュニア期の団員に対する大きな責任を担うことを意味しています。経験や勘で指導できていた時代から、科学的な根拠をもち、子どもの成長に寄り添える人間性豊かな指導者がますます必要になってくるとも言い換えることができます。

スポーツを取り巻く環境が大きく変化していく中、一人でも多くの子どもたちが身近にスポーツに親しむ機会を確保できる環境づくりは、そのまま地域への貢献につながります。指導者及びスタッフ・役員の皆様が、育成母集団を組織し、自由に意見や考えを言える集団として確立していくことを願っています。

結びに、この手引きが「次代を担う青少年の健全育成」に向けたスポーツ少年団活動を展開していくための手がかりとして皆様の役に立つことを思い、はじめのご挨拶とさせていただきます。

令和6年5月1日

山口県スポーツ少年団
本部長 河村 祐一

私はこう考える「子どもたちの将来の幸せのために・・・」

山口県スポーツ少年団指導者協議会 会長 叶山 雅隆

プロフィール：山口県スポーツ少年団指導者協議会会長 山口県スポーツ少年団副本部長 山口県剣道連盟評議員 山口県スポーツ少年団リーダー会顧問 JSPO-ACP講師講習会受講（H29） JSPOジュニアスポーツ指導員 スタートコーチ・インストラクター S62年から平生剣道スポーツ少年団指導者として活動する。山口県スポーツ少年団ジュニア・リーダースクールの運営スタッフとして、永年携わっている。

小学4年生から剣道を始め、中学校・高等学校・大学進学後も剣道を続け、大学卒業後、地元剣道スポーツ少年団の指導者として活動しています。現在週2回指導に携わり、週2回近隣の剣道愛好家の先生方と稽古に励んでいます。

山口県スポーツ少年団リーダー会の関わりから

平成5年夏、山口県スポーツ少年団リーダー会発足からご縁をいただき、現在に至っています。リーダー会は、スポーツ少年団員として登録している中学生以上の者が、自主研修会や中国ブロック、全国のリーダーとの交流・交歓活動を通して、一人ひとりがリーダーとしての資質向上を図ってきました。発足した当時、高校生だったリーダーが親になり、その子どもがリーダー会員として活躍している姿にふれ、継続したことの意義をかみしめています。

また、リーダー会のリーダーとともに、県ジュニア・リーダースクールの運営スタッフとして、永年携わってきました。県スポーツ交流村において、夏休みの2泊3日、参加者（小学6年～中学3年）は、「スポーツ少年団とは」「リーダーの役割」などの学習活動や交歓活動を体験しています。この体験によって、コミュニケーション能力を高めるきっかけとなり、その後、社会人としても自己実現につなげている姿を見てきました。

スポーツ少年団の理念に立ち返る

今後、さらに少子・高齢化が進んでいく中で、60年前に掲げられた日本スポーツ少年団の理念は、スポーツ少年団が生涯スポーツの礎となり、団員の誰もがスポーツを通して、将来にわたり健康で豊かな生活を送れる指針であると改めて思い返しています。県スポーツ少年団指導者協議会の会長として、県内の指導者・育成会員（保護者）、団員の前で、共に実践していけるよう下記の内容をお願いしたいと思っています。

〈指導者〉

- ① スポーツ少年団の研修会等に積極的に参加して、最新の情報を得るとともに、団員を主体に考え、意欲や能力を引き出すことができるよう練習内容を工夫しましょう。
- ② 団員の年齢、発達段階や特性に応じて、分かりやすい説明に心がけ、「暴力」「暴言」「ハラスメント」「差別」がない、団員が安心して活動できるようにしましょう。
- ③ 練習施設や用具の安全点検を適切に行うとともに、無理のない練習に心がけ、故障・怪我、そして事故が起きないように細心の注意を払いましょう。
- ④ 育成会と相談し、地域行事にも積極的に参加できるよう、行事計画を立てましょう。

〈育成会員（保護者）〉

- ① 良い結果（成績）を早く求めず、お子さんを見守り、良い言動を誉めましょう。
- ② お子さんの自立心を育むため、できることは自分で取り組ませましょう。
- ③ 他の育成会員とスポーツ少年団活動を楽しみ、団の広報活動にも取り組みましょう。

〈団員〉

- ① スポーツ少年団活動で学んだ挨拶や礼儀、他者を思いやることを、団や学校、そして地域で実践し、多くの仲間と一緒に明るい地域づくりに貢献していきましょう。

私はこう考える「スポーツ少年団と関わって ～共に歩んで40年～」

長門市スポーツ少年団 本部長 大塚 準

プロフィール:長門市スポーツ少年団本部長 長門市相撲連盟会長 昭和59年に山口県公立学校教員として採用され、小学校に勤務する。昭和61年にサッカースポーツ少年団の監督となり、スポーツ少年団の活動が始まる。現在は、長門相撲スポーツ少年団の指導者として団を支援している。

スポーツは、人生を豊かにしてくれる大変魅力的なものである。学生のころまでは、競技スポーツとして「する」ことが中心であったが、スポーツ少年団との出会いがきっかけで、「観る」「支える」スポーツとしての比重も高くなり、今では豊かなスポーツライフを送ることにつながっている。感謝の意を込めて、スポーツ少年団との40年を振り返ってみたい。

子どもたちの指導者として

サッカースポーツ少年団を発足させたい保護者の願いを受けて、新入団員約80名とともに、スポーツ少年団との縁が始まった。その後、転勤先で複合型スポーツ少年団にも関わることができた。当時から、「子どもたちが、スポーツを楽しんで好きになれるような出会い」「基礎体力や運動能力を高め、仲間を大切すること」の大きく2点を理念として持っていたように思う。すべての子どもたちが試合に出場できるように、ローテーションで大会に連れて行ったこともある。初めてユニホームが回ってきた時は、うれしくて、ユニホームを着て家族で記念写真を撮ったという話を伺い、自分の考えや行動を評価されたような気になった。若いころの思い出の一つである。

現在は、スポーツ少年団と関わる教職員は、過去に比べて少なくなっているが、当時は、関わることで学校教育活動以外の場で輝く子どもたちを認めることができ、お互いの信頼関係を深め、学校やスポーツ少年団の活動をより効果的に行うことにつながっていた。

その後、社会教育主事として、3年間スポーツ少年団事務局の仕事をする機会をいただいたことがきっかけで、認定育成員や少年スポーツ指導員等の資格を取得し、深く学ぶことができた。

子どもの保護者として

我が子がきっかけで、育成母集団のお世話もさせていただいた。練習や試合のお世話より、レクリエーションに力を注いだことで、親同士がそれまで以上に仲良くなった結果、みんなで子どもたちや団を見守る雰囲気醸成されていった。現在の育成母集団の保護者の中には、仕事等が忙しく、大会の応援に行くことすらままならない人がいらっしゃる。親も楽しめるような育成母集団としての活動を再度見つめ直し、まずは親同士が仲良くなることで、自分事としてスポーツ少年団に関わることとなり、みんなでより良く子どもたちを育てていくことにつながるのではないだろうか。

組織の代表者として

長門市スポーツ少年団本部長として、現在3年目を迎えている。お世話になったスポーツ少年団に恩返しをするつもりでお引き受けをした。

少子化の影響で、少年団や団員の数も年々減ってきているが、スポーツに一生懸命取り組んでいる子どもたちの姿には感動する。スポーツ少年団に入団した子どもたちが、入団してよかったと感じ、スポーツを通して豊かな心とこれから先を強く生き抜く力を身に付けてほしい。

このため、これまでのスポーツ少年団に関わってきた自分にできることは、「スポーツを楽しむことはどういうことか、それを指導者が団員や保護者にどのように伝えていくのか」を実感できる場を設けることではないかと思えてならない。

基本的遵守事項

山口県スポーツ少年団は、日本スポーツ少年団が発足時に提唱した「一人でも多くの青少年にスポーツの歓びを！」「スポーツを通じて青少年のこころとからだを育てる組織を地域社会に！」に呼応し、昭和37年の日本スポーツ少年団創設と時を同じくして設立されました。

日本スポーツ少年団が掲げる「次代を担う健全なこころとからだを持った青少年の育成」を尊重しスポーツを通して子どもたちの未来をつくるために、下記のとおり基本的遵守事項を定め、幼児期からジュニア期におけるスポーツ指導者としての心構えを示しています。

各市町におかれましては、スポーツ少年団活動の「理念」を再確認するとともに、教育委員会、スポーツ少年団、地域の学校、指導者協議会、育成母集団、競技団体などが緊密な連携を図り、健全な団活動が行われるようご留意ください。

1 指導者とは

- (1) 登録する年の4月1日現在満18歳以上で、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格保有者とする。
- (2) すべての少年団登録者が、指導者資格の取得と資質の向上に努めることが望ましい。

2 団活動について

(1) 青少年の健全育成

スポーツ少年団活動の理念である「青少年の健全育成」のための妨げになることがないように以下の点に留意する。

- ① 団員の健康管理には十分に配慮し、特に夜間練習は原則実施しない。
- ② 団の活動回数は、週に2～3回、1回の活動時間は、2時間以内とする。
- ③ 団活動が、競技志向に偏り過ぎたり、勝利至上主義に陥ったりしないように配慮する。

ア 対外試合（各大会、招待試合など）への参加は、月に1回を限度とする。

（特に夏季休業中の活動については、団員の過重負担に配慮し、計画的に実施すること）

イ 各大会、招待試合の開催は、市町スポーツ少年団および市町教育委員会等関係部局の共催または後援を受けて開催する。

（市町スポーツ少年団は、各大会、招待試合の開催申請があった場合、期日および内容を十分吟味し、共催、後援を決定すること。）

(2) スポーツ指導における暴力の根絶

スポーツに携わる者として、スポーツの意義や社会的使命を認識し、スポーツ指導における暴力行為の根絶に向けた取組を積極的に推進すること。少年団登録者に反倫理的な行為があった場合は、処分基準に基づいて処分する。

(3) 子どもたちの元気の創造

日常的なスポーツ少年団活動を通して、「食育」「遊び・スポーツ」「読書」を一体的に取り組み「知・徳・体」の調和のとれた子どもたちを育むため、生活習慣の形成・定着を図り、子どもたちの元気を創造すること。

(4) 自主・自立的で多様な活動

団員の主体的な活動意欲に基づき、「団員による」「団員のための」活動を基本とし、スポーツ活動だけでなく文化活動や奉仕活動、野外活動など団員の成長を促す幅広い活動を取り入れるとともに、規範意識・マナー・奉仕の心を育てること。

(5) 「家庭の日」

本県の条例では、「家庭の日」は、第3日曜日を標準と定めている。スポーツ少年団活動においても、家族の仕事などの都合を考慮し、おおむね毎月1回以上、一定の日を定めて、家庭の果たす役割の重要性を認識し、家族と触れ合い、その他家族のきずなを深めるための取組に協力すること。

令和6年度 山口県スポーツ少年団重点目標

基本理念

スポーツによる青少年の健全育成

一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを提供する
スポーツを通して青少年のこころとからだを育てる
スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する

(日本スポーツ少年団「スポーツ少年団の将来像」)

重点目標

- (1) 団員加入率のアップ
 - ・ ACP（アクティブ・チャイルド・プログラム）の普及
- (2) 勝利至上主義偏重からの脱却
 - ・ 山口県スポーツ少年団基本的遵守事項の周知
- (3) 指導者・育成母集団の資質向上と指導者協議会の充実
 - ・ 養成講習会・研修会の開催
 - ・ 魅力ある研修プログラムの開発と受講者数の拡大
 - ・ ガバナンスコードに関わる研修会の開催
- (4) リーダーの養成と活用
 - ・ ジュニアリーダー研修会の開催
- (5) 多様な運動プログラムの提供と運動適性テストⅡの活用
- (6) 各種キャンペーン等の推進
 - ・ 「カムバック！スポ少」「リーダー応援」キャンペーンの推進
 - ・ 総合型地域スポーツクラブとの連携・発展
 - ・ 「フェアプレーで日本を元気に」キャンペーンの推進
 - ・ 「スポーツ元気県やまぐち推進団体」への参加
 - ・ 中・高生も活動できるスポーツプログラムの展開による継続登録



ガバナンスコード
説明QRコード

単位団活動6のQ (Question)

スポーツ少年団活動の理念に沿って、子どもたちのこころとからだの健やかな成長を願う指導者や関係者の皆様への問いかけを次にまとめてみました。地域住民や育成母集団関係者と共有できるようにすることも大切なことです。

Q1 ガバナンスコードを尊重するために、団活動目標・団規約・収支会計などが整い、育成母集団は機能していますか？

- 育成母集団で、団活動の目標に沿った年間計画、月間計画等が必ず審議されていますか。
- 育成母集団で、経費の収支が報告され、公開されていますか。
- 育成母集団の協議は民主的に運営されていますか。

Q2 子どもが主役の活動が実施されていますか？

- 子どもたち一人ひとりを大切に活動が実施されていますか。
- 子どもたちの心に語りかける指導がされていますか。
- 子どもたちが話し合い、自己決定できる場を設けていますか。
- すべての子どもがスポーツの楽しさを味わっていますか？

Q3 練習時間、日数、交流大会の回数等は、子どもたちにとって適正ですか？

- 基本的遵守事項を尊重し、子どものこころとからだを守っていますか。
- 団員の健康チェックを欠かさずに行っていますか？

Q4 特定の指導者に何もかも一極集中していませんか？

- 特定の指導者に何もかも任せて、負担になっていませんか。
- 特定の指導者のワンマンな運営となっていませんか。

Q5 指導者は、常に新しい情報を収集し、指導に活かしていますか？

- 指導資格の取得や更新のため、研修会に積極的に参加していますか。
- 活動がマンネリ化することなく、常に評価され、改善していますか。
- 勝利至上主義に偏った活動になっていませんか。
- 中心的なスポーツ活動だけでなく、多様なスポーツ経験を提供するとともに、奉仕活動、学習活動、自然体験活動等も積極的に取り入れられていますか。
- 練習環境等の安全対策は十分図られていますか。

Q6 他のスポーツ少年団や関係機関・団体との連携は、図られていますか？

※ スポーツ少年団活動に関するご質問がありましたら、県・市町スポーツ少年団へ

指導者のためのスポーツ活動中の安全管理

熱中症

- 1 気温・湿度をチェックしましょう。
高温環境を示す数値は「暑さ指数」を参考にするようにしましょう。
- 2 こまめな水分補給を指示しましょう。こまめに水分を補給することが必要です。
- 3 暑い中での無理な運動を避けましょう。運動時間を短縮するなど、リスク管理が必要です。
- 4 吸水性や速乾性に優れている通気性の良い服装を選ばせるようにしましょう。
- 5 睡眠・食事をしっかりとっているか、団員の健康チェックを欠かさずにしましょう。疲労や体調不良が、熱中症の発生リスクを高めます。
- 6 万が一熱中症が起こった場合の対応は、指導者の責任です。

準備しておきたいもの

- 経口補水液 ○保冷剤 ○予備の水分(屋外でのケガの際にも使える)
- 救急薬品

WBGT (暑さ指数) は、「環境省熱中症予防情報サイト」にアクセスすることで確認できます。



熱中症予防情報サイト

WBGT ℃	湿球温度 ℃	乾球温度 ℃	運動は原則中止	WBGT31℃以上では、特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
31	27	35	厳重警戒 (激しい運動は中止)	WBGT28℃以上では、熱中症の危険性が高いため、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、頻繁に休息をとり水分・塩分の補給を行う。体力の低い人、暑さに慣れていない人は運動中止。
28	24	31	警戒 (積極的に休息)	WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。
25	21	28		

熱中症予防のための運動指針から抜粋

落雷

- 1 事前に天気予報を確認しておきましょう。
天気の急変などには、ためらうことなく計画を変更しましょう。
- 2 頭上に黒雲が広がってきている場合は、安全な場所に避難しましょう。
○鉄筋コンクリートの建物の中 ○自動車・バスなどの中

ケガや病気の応急処置

- 1 心肺停止の際の応急処置の知識をもって指導に当たしましょう。
AED保管場所を確認しておきましょう。
- 2 ケガや病気が起こった場合の対処は、適切に行いましょう。
○反応・呼吸の確認を優先し、救急車が到着するまで救命処置等を行きましょう。
○ケガが起こった場合は、傷の手当てと応急処置をしましょう。
○事故がどのように起こったかを保護者に説明し、受診を勧めましょう。
○吐瀉物などの処理は慎重に行い、感染症にも注意しましょう。

ここに掲載した内容は、安全管理の一部です。詳しい内容は、スポーツ庁健康スポーツ課などのホームページから入手できます。指導者が安全管理の知識をもって指導に臨みましょう。

リーダー育成プラン

「スポーツ・運動遊びのリーダーを育てよう！」

プラン1 「カムバック！スポ少」キャンペーン

■中学生の現状

- 部活動の地域移行が進む中、スポーツ少年団における中学生の活動の場が広がりつつある
- 中学3年生の大半が、受験準備体制の中で、体育の時間だけしか運動しない
(発育・発達上大切な時期)
- 意欲的でメリハリのある生活に適度なスポーツ活動は効果的である



ジュニア・リーダースクール(仲間づくり)

■スポーツ少年団へカムバック

- 週1～2回、自分の過ごした(スポーツと出会った)スポーツ少年団へカムバック
- 地域への貢献、恩返し
- 運動不足の解消
- 後輩を指導することによって、より一層の成長
- メリハリのある充実した生活
- 受験勉強もはかどる

プラン2 「リーダー応援」キャンペーン

■リーダーの現状

- 県内に約1120人の中学生、約120人の高校生の登録団員がいる(令和5年度)
- 中学校でも種目を継続したい子どもたちがたくさんいる
- 小学校で卒団させてしまうことがある

■リーダーを育てる



ジュニア・リーダースクール(学習活動)

- 運動遊びのリーダーがいることで、団員のところからもからだも育つ
- 地域スポーツの人材が育つ
- 県事務局では、市町スポーツ少年団と連携して、リーダー育成の支援をしている
(リーダー会、ジュニア・リーダースクール、日独同時交流派遣…)
- 各単位団で、中学生以上の団員を応援しよう

ガバナンスコードで、公益性のあるスポーツ少年団活動を

スポーツ団体ガバナンスコードとは…

令和元年にスポーツ団体が遵守すべき原則・規範として、スポーツ庁が策定したものです。ガバナンスコードは、強制力を有するものではないが、スポーツ界全体への信頼性確保のために、遵守が求められています。また、公的助成を求める際の要件の一つとして、スポーツ団体ガバナンスコードの提示が求められています。

スポーツ少年団とガバナンスコード

スポーツ少年団は、約60年の歴史をもつスポーツ団体です。地域の中で、幼少期の子どもたちが気軽にスポーツと出会う場を提供してきました。その歴史を通して、公益性のあるスポーツ団体として認められてきました。

一方、単位団の中には、時代に合った規約が定められていない、透明性のある事業・収支報告がされていないなど、公益性のあるスポーツ団体とは言えない単位団も散見されるようになりました。

県スポーツ少年団としては、これまで、スポーツ少年団の手引きを指導者・関係者にお届けし、「遵守事項」や「重点目標」・「単位団活動6のQ」・「処分基準」などに、スポーツ少年団のあるべき姿を示してきました。今一度、見直していただければ、子どもたちを中心にした公益性のあるスポーツ団体として、地域スポーツの中核としての役割を果たせることとなります。このガバナンスコードの有効性が発揮されますようご協力をお願い申し上げます。

ガバナンスコードの原則

日本スポーツ少年団発行のガイドブック「スポーツ少年団とは」にも紹介されています。スポーツ団体ガバナンスコードでは、自己説明と公表が強く求められています。スポーツ少年団も、下記のことを基本として、各単位団で確認しておく必要があります。

- 原則 1 単位団規約を整え、法令等に基づき適切な運営を行う。
- 原則 2 単位団運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表する。
- 原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図る。
- 原則 4 公正かつ適切な会計処理をし、公表する。
- 原則 5 単位団組織運営に係る情報を積極的に開示し、透明性を確保する。

より詳しく調べたい場合は、QRコードから。



ガバナンスコード
説明QRコード

よりよいスポーツ少年団の指導者として

JSPO は、スポーツ界における暴力、暴言、ハラスメント等の不適切行為の根絶に向けて、令和4年6月24日付で、新たに「登録者等処分規程・処分基準」を制定しました。

この新たな登録者等処分規程では、公認スポーツ指導者資格保有者およびスポーツ少年団登録者が不適切な行為（暴力、暴言、ハラスメント等）を行った際の処分内容や手続きについて定めています。この処分規程・処分基準の施行は、令和5年1月1日です。

とりわけ、子どもたちがスポーツと出会うことに大きな責任をもつスポーツ少年団指導者には、今まで以上に、人間力と指導力が求められています。指導者同士が手を携えて、「スポーツを通して子どもたちの未来をつくって」いきましょう。

スポーツ界における暴力行為根絶宣言

□指導者は、スポーツが人間にとって貴重な文化であることを認識するとともに、暴力行為がスポーツの価値と相反し、人権の侵害であり、全ての人の基本的権利であるスポーツを行う機会自体を奪うことを自覚する。

□指導者は、暴力行為による強制と服従では、優れた競技者や強いチームの育成が図れないことを認識し、暴力行為が指導における必要悪という誤った考えを捨て去る。

□指導者は、スポーツを行う者のニーズや資質を考慮し、スポーツを行う者自らが考え、判断することのできる能力の育成に努力し、信頼関係の下、常にスポーツを行う者とのコミュニケーションを図ることに努める。

□指導者は、スポーツを行う者の競技力向上のみならず、全人的な発育・発達を支え、21世紀におけるスポーツの使命を担う、フェアプレーの精神を備えたスポーツパーソンの育成に努める。

スポーツ少年団登録者である団員、指導者、役員、スタッフが遵守すべき事項

公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度から

- (1)「スポーツ宣言日本」の趣旨を理解したうえで、スポーツ医・科学の知識を活かし、「スポーツを安全に、正しく、楽しく」指導し、「スポーツの本質的な楽しさ、素晴らしさ」を伝えること。
- (2)プレーヤーズセンタードの考え方のもとに、プレーヤーの望むスポーツ活動を理解し、その成長を支援すること。
- (3)プレーヤーや社会に対する自己の影響力を認識し、常に自己研鑽を図り、自ら成長・発展すること。
- (4)JSPO 登録者等処分規程に基づき遵守事項に違反する行為（反倫理的行為）を行わないとともに、同規程に基づく調査に誠実に協力すること。
- (5)スポーツの価値や未来への責任を理解し、スポーツの力を望ましい社会の実現に活かすために努力すること。



「NO! スポハラ」活動特設サイト

日本スポーツ協会 登録者等処分規程 (R5.1.1 施行)

「登録者等処分規程」は、約 62 万人の「公認スポーツ指導者」と約 73 万人の「スポーツ少年団登録者」に遵守事項違反があったときの処分内容やその処分を行うための手続きを定めたものである。令和 5 年 1 月 1 日から、「公認スポーツ指導者処分基準」と「スポーツ少年団登録者処分基準」を一本化し、「登録者等処分規程・処分基準」として制定された。また、行為者の属性に関わらず、事実調査後の手続きとなる弁明の機会の付与や処分決定について、JSPO の処分審査会が責任をもって行うこととなった。

□処分事案

公益財団法人日本スポーツ協会 登録者等処分規程第 3 条の遵守事項

- | | |
|------------------------------------|--------------------|
| (1) 暴力・暴行その他の身体的虐待 | (2) 暴言その他の精神的虐待 |
| (3) 性的虐待 | (4) セクシュアル・ハラスメント |
| (5) パワー・ハラスメント | (6) アルコール・ハラスメント |
| (7) その他のハラスメント | (8) 無視・ネグレクト |
| (9) 不適切又は不合理な指導 | (10) 差別的言動 |
| (11) 試合の不正操作 | (12) 違法なスポーツベッティング |
| (13) ドーピング | |
| (14) スポーツ活動又はこれに準じる活動の関係者の名誉毀損 | |
| (15) スポーツ活動又はこれに準じる活動の関係者のプライバシー侵害 | |

□対象者

「スポーツ少年団登録規程」第 5 条により認定された団員・指導者・役員及びスタッフであり、登録を申請した時点から認定を受けたものとみなす。

□処分の種類、内容

①注意

違反行為について文書で注意する。

②嚴重注意

違反行為について文書で注意するとともに、処分の効力発生日から 3 年以内に類似する遵守事項違反が発生した場合は活動禁止を科す。

③有期の活動禁止

一定期間 (1 か月以上 5 年以下) スポーツ少年団活動 (単位スポーツ少年団、市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団、日本スポーツ少年団が実施する諸活動) への参画を一切禁止し、登録者としての権利の一切を停止する。

④無期の活動禁止

期間を定めることなくスポーツ少年団活動への参画を一切禁止し、登録者としての権利の一切を停止する。

□処分決定に不服がある場合には、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して、処分決定の取り消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる。

□詳しくは、日本スポーツ協会 HP「処分手続・関連諸規定」を参照してください。

「いじめ」を許さない！～スポーツ少年団指導者の皆様へ～

いじめ防止啓発資料

いじめの基本的認識

「いじめは子ども健全な発達に重大な影響を及ぼす、深刻な問題である」
 「いじめは人間として絶対に許されない行為である」
 「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る」

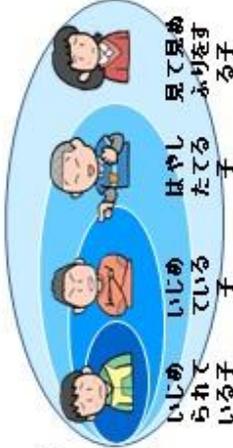
★ いじめが大きな社会問題となっています。いじめは、人の心と体を傷つけるだけでなく、不登校や命を奪うことにもつながりかねない深刻な問題です。いじめの未然防止や早期発見・早期対応に向けて、普段から子ども、学校、家庭、地域のそれぞれが日常生活の中で継続して取り組んでいくことが大切です。

いじめ発見のポイント

- 【活動時の変化】
- 他の団員より早く来たり、遅く来たりする
 - いつも一人で来るが、友だちと来ても表情が暗い
 - 自分からあいさつしようとして、友だちからあいさつや声かけもない
 - 元気がなく、声色がすくなくない
 - 理由のない遅刻・欠席が増える
 - 仲の良かったグループから外れ、一人ポツンとしている
 - 指導者にべたべた寄ってきたり、触れるように話したりする
 - 友達と過ごしているが、表情は暗く、おどおどした様子で歩いて行く
 - 笑いにさらされたり、からかわれたり、命令されたりしている
 - いつも嫌な役をさせられている
 - 道具等の後始末をいつもさせられている
 - 周りの友達に異常なほどの気遣いをしている
 - そばを避けて通る等の嫌がらせが見られる

いじめられている子どものサイン

- 【対人関係の変化】
- 友だちが遊びに来なくなる
 - 外へ出で遊ぼうとしなくなる
 - 学校のことを話したからなら、学校をやめたい、入部をやめたい、転校したいという
 - 電話に出たがらない、メールを見たりらない
- 【持ち物の変化】
- 持ち物がよく隠される、壊れる、なくなる
 - 持ち物に落書きされる
 - カッターナイフなどの刃物をポケットに入れていく
 - 小遣い以上のお金を求めたり、家から勝手に金品を持ち出したりする



いじめている子どものサイン

- 友だちへの応対が命令口調になっている
- 買っていない物を持っている
- 与えた以上のお金を持っている

いじめの構造は、複雑です。解消するには、学校・家庭・地域社会が緊密な連携を図っていくことが重要です。父母の会などにおいても、いじめの問題についての話し合い等を是非行ってください。

いじめの定義

■ 「いじめ」とは、一定の人的関係のある児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめに関する相談窓口

■ **いじめに気づいたら、まず、家庭・学校に連絡を！**
 一番の相談機関は子ども通う学校です。「あれ、もしかしたら」と感じたら、家庭と連携の上、まず、学校に連絡してください。

その他の相談窓口等

- ふれあい総合テレビホン（やまぐち総合教育支援センター）
083-987-1240
- ふれあいメール（やまぐち総合教育支援センター）
soudan@y.snm21.jp
- 24時間子どもSOSダイヤル（やまぐち総合教育支援センター）
0120-0-78310
- 山口県教育庁行政相談室（教育庁教育政策課）083-933-4531
- こどもの人権110番（山口県方法務局）0120-007-110
- ヤングテレビホン・やまぐち（山口県警本部）0120-49-5150
083-925-5150

山口県の青少年を応援!!

エフエム山口 『スポーツ少年団応援』 キャンペーン 出演してくれるスポーツ少年団を募集中!

【キャンペーン概要】

スポーツ少年団の理念

「一人でも多くの青少年にスポーツの歓びを！」

「スポーツを通して青少年のこころとからだを育てる組織を地域社会の中に！」

に賛同するエフエム山口では、山口県の未来を担う青少年の育成に寄与することを目的として、平成29年5月よりスポ少選手のコメントを収録し放送する『スポーツ少年団応援キャンペーン』を展開しています。

【放送コメント例】 <県内各スポ少団員のコメントを収録してO.A.>

エフエム山口 スポ少応援キャンペーン!

～ (スポーツ少年団団員コメント)

※チーム名、スローガン、ポリシー、モットー、目標等

(団員A) ○○○○○スポーツ少年団です。

(団員B) 礼儀と感謝をモットーに練習に励んでいます。

(団員C) スポーツを思い切り楽しむぞ!

(全 員) おーっ!!

エフエム山口は、山口県スポーツ少年団を応援しています。



お申込み・詳細はコチラから!



F M Y エフエム山口
FM YAMAGUCHI

〒753-8521 山口市緑町3-31 TEL (083) 923-2100

<https://www.fmy.co.jp/sposyo/>